

やないづ 議会だより

第136号
平成25年(2013)
9月定例会報告
発行日：平成25年11月1日
福島県柳津町議会
(0241)42-2390
編集：議会広報編集委員会

9月定例会……9月12日～20日

第3回臨時会……8月7日

議案審議

決算・予算・人事 …………… 2

一般質問

- 支所地区の活性化
 - 狭間峠をよみがえさせる活動
 - 安全、安心なまちづくりに対する支援
 - 高齢者福祉関係職員の確保
 - 中学校の統合問題
 - 桜の木の管理
- 6議員が問う！ …… 5



会津を拓く講演会 (10月21日・ワシントンホテル)

平成24年度決算認定

歳入 60億9,076万7,239円

歳出 57億7,479万3,109円

(一般会計・特別会計総額)

柳津町健全化判断比率の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業における資本不足比率
平成24年度	—	—	8.0%	—	—
平成23年度	—	—	10.4%	—	—
早期健全化基準*	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%	20.0%
財政再生基準*	20.0%	40.9%	35.9%		
各財政指標の説明	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字で数値なし。	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字で数値なし。	一般会計等が負担する町の借金返済額の標準財政規模に対する比率。	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。	公営企業ごとの資金不足の比率。

*早期健全化基準…この数値を1つでも上回ると「財政健全化計画策定」、「外部監査の導入」等が義務づけられます。

*財政再生基準…この数値を1つでも上回ると国の監視下に置かれることになります。

監査意見書より

平成24年度柳津町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿、諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。特に決算統計や財政健全化判断比率をみますと、実質公債費比率で8・0%、将来負担比率もマイナスで、経常収支比率は73・7%と良好な財政運営であったと判断いたします。しかしながら、柳津町の財政力指数は単年度で0・1673と非常に脆弱であります。自主財源の柱である町税収入は、23年度とほぼ同じで385・590千円となり、一般財源の主軸である普通交付税と財政対策債の合計額は22年度から減収が続き、平成24年度2,072,527千円、25年度では2,044,955千円と国県に依存する財政状況は変わっておりません。これからも財政運営は相当厳しくなるものと思われ、限られた職員数で困難な部分もあると思いますが、更なる自主財源の確保と事業効果の少ない事業の見直しをし、歳出削減に努め、町民のニーズに応え、町勢進展のため一層ご尽力くださるよう要望し、平成24年度決算審査の総評といたします。

決算特別委員会

9月13日及び17日の2日間にわたり決算特別委員会が開かれ、慎重に審査した結果、平成24年度決算を認定すべきと決定され本会議において認定されました。総括質疑の内容の一部を掲載します。

Q 24年度は、5,100万円ほど未収があるが、恒常的に未収になっているのでは。毎年、不納欠損で済ませるのか。

A (総務課長) 滞納には相続人が不在等の理由有り。又、財産調査等後、担税能力がない場合は5年で欠損処分。

Q 全国の市町村では概ね、不納欠損規定を作成して実施。町も不納欠損規定を作って実施すべき。

Q 行政評価制度については、前から監査委員より改善を求められていたが、次年度からの対応は。又、脆弱な自治体のひとつであるが、どのような財政運用を考えているか。

A (町長) 皆さんの理解を得ながら行政評価を進めてきた。次年度は、その仕上げの段階で、ある程度の見通しを持って進めたい。さらに継続しながら、庁内の運用を図りたい。財政運用については、補助事業を使いながら、安定的にしたい。

Q 行財政改革については、過去からの指摘があったが、成果説明書の文言は平成23年度と全く同じで、書体が変わっただけ。監査委員の指摘をどう捉えるのか。説明責任を果たすよう望む。

財政運用では、①町営バス運行が、平均乗車率1・4人。このままの継続でいいのか。②細越の分譲住宅地の売売に向けての対応は。③わが町は再生可能エネルギーと食料の自給率が高い。これを利用した町の振興策を

考えるべき。

A (町長) ①厳しい条件の中、高齢者に優しい交通機関として構築すべきである。国では、赤字路線の維持に自治体に対しての保護策が出て来ると考える。②先の購買者に考慮し、新たな価格・条件を基本に、完売を目指す。③後年度負担を考え、勢いに任せては危険。十分に精査すべき。只、バイオマス発電に対しては、奥会津5町村で協力しあっている。

Q 小水力発電開発は推進すべきで、雇用の増大につながるのでは。

A (町長) 現在、わが町を何社か訪問。現場を見ての、提案もあった。期待した雇用人員も少なく、開発のリスクも大きい。又、災害等にも弱い等々、課題が多いが、積極的に誘致努力したい。

Q 新エネルギー導入可能調査委託料を当初より増額したが、何故か。

A (企画財政班長) 小水力発電可能性調査の適地選定調査を、町内28ヶ所を抽出して実施。町単独で予定していたが、県補助確定により増額。

Q 会津バスに対する、生活バス路線運行負担金が増えた理由は。

A (企画財政班長) 会津バスの運送収入が、前年度より減ったことと、国・県のバス会社への補助が減ったことにより、柳津町と坂下町が2分の1ずつ損失補てんをした。

Q 光ファイバーへの加入状況は如何か。

A (企画財政班長) 24年度末で、法人・個人、合わせて430。

Q 将来的に「福祉関係」での利用も考えての補助事業であるが、今後の取り組み方を伺う。

A (企画財政班長) パソコンの使用方法の理解が乏しいことも

原因だが、高齢者世帯の加入が増えるよう努力したい。

Q 将来的にゴミの減量化を含めて、広域事業組合に対する環境センター負担金を鑑み、「ゴミの有料化」を検討すべきでは。

A (町民課長) 環境センターでは減量化していかないと、最終処分場が満杯になることから、有料化の検討を各町村に呼びかけている。事業系の有料化が進まないこともあるが、ゴミの有料化は必要と考える。

Q 風評被害対策で様々なイベントを実施したが、どのように評価するか。

A (観光商工班長) 近隣県・首都圏を中心に実施。ポイントを掴んだPRにより、姉妹都市や交流がある都市で効果有り。

Q 24年度の反省を踏まえて、25年度で改善すべき点等、進捗状況は。

平成25年第3回9月定例会が9月12日より20日までの9日間の会期で行われました。

A (地域振興課長) 当初は、物品販売等で協力戴いたが、2年目・3年目となると、意識が薄れたと感じる。現実的にお客様に来てもらうには、新潟・山形、両県を中心に「十三講語り」等、PRを重点的にポイントを絞った形で今年度は実施したい。また、交流している部分では、さらに活かしたい。

Q 昨年度、「門前町サミット」を実施したが、今年度につながる催しを実施しているのか。

A (観光商工班長) 「門前町サミット」開催に合わせて実施した「赤べこまつり」を、今年も「赤べこ発祥の地」として実施し、継続していきたい。

条例

を改正する条例、平成24年度歳入歳出決算、平成25年度一般会計補正予算、など17議案が審議されました。

「税特別措置条例の一部改正」

○第2条第1号中「第15号」の次に「。以下「過疎法」という。」を加える。

○第3条中「25」を「27」に、「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12

条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備」を「過疎法第2

条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法

第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12

条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項

の表の第1号の第3欄又は

は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

「復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正」

○第1条中「第51条又は第52条」を「第64条又は第65条」に改める。

○第2条中「第51条」を「第64条」に、「第52条」を「第65条」に改める。

補正予算

一般会計総額40億7,006万円をはじめ、原案のとおり可決。

「一般会計補正」

予算総額に4億8,157万5千円を追加し、予算総額40億7,006万円とした。

《主なもの》

- ▼ 社会福祉費 1,305万1千円
- ▼ 農業費 1,673万2千円
- ▼ 商工費 2,844万1千円
- ▼ 道路橋梁費 7,074万6千円

【土地取得事業特別会計補正】
 予算総額から4千円を減額し、予算総額を1,365万6千円とした。

【国民健康保険特別会計補正】
 事業勘定の予算総額に2,332万円を追加し、事業勘定の予算総額を5億6,944万4千円とした。

【後期高齢者医療特別会計補正】
 予算総額から2万7千円を減額し、予算総額を5,182万5千円とした。

【介護保険特別会計補正】
 予算総額に750万9千円を追加し、予算総額を4億2,977万7千円とした。

【簡易水道事業特別会計補正】
 予算総額に239万円を追加し、予算総額を1億7,173万7千円とした。

【町営スキー場事業特別会計補正】
 予算総額に4万4千円を追加し、予算総額を1,334万4千円とした。

【農業集落排水事業特別会計補正】
 予算総額に59万7千円を追加し、予算総額を9,317万5千円とした。

【下水道事業特別会計補正】
 予算総額に271万1千円を追加し、予算総額を9,875万8千円とした。

【簡易排水事業特別会計補正】
 予算総額に2万8千円を追加し、予算総額を202万8千円とした。

【林業集落排水事業特別会計補正】
 予算総額に20万円を追加し、予算総額を460万円とした。

【教育委員会委員の任命】

人事

小林銀一氏（細越）が11月3日をもって任期満了になることにより、新井田順一氏（小巻）を任命することに同意。

議員提出議案

【森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出】
 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の強化を図ることに加え、税収の一定割合を、

森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求める意見書を関係各大臣等に提出する案件を可決。

【道州制導入に反対する意見書の提出】
 住民自治の推進に逆行する道州制導入の反対を求める意見書を関係大臣等に提出する案件を可決。

【柳津町教育長の給与の臨時特例に関する条例】
 教育長の給料月額を、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間、柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和41年柳津町条例第9号。以下「給与条例」という。）附則第18項の規定に関わらず、給与条例第2条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。但し、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条

【副町長の給与の臨時特例に関する条例】
 副町長の給料月額は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間、町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和41年柳津町条例第8号。以下「給与条例」という。）附則第24項の規定に関わらず、給与条例第3条第1項別表第1副町長に掲げる給料月額から、当該給料月額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。但し、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第1項の規定の額とする。

第1項の規定の額とする。
 【職員の給与の臨時特例に関する条例】
 職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間、給与条例第3条第1項に規定にかかわらず、給与条例別表第1に掲げる額から、当該額に、当該職員に適用される職務の級の区分に応じ、左欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

●1級及び2級 100分の2・67
 ●3級及び4級 100分の4・35
 ●5級及び6級 100分の5・47

補正予算

【一般会計補正】
 「給与の臨時特例」による職員給・管理職手当・共済費等の減額補正。

【国民健康保険特別会計補正】

事業勘定の予算総額から27万7千円を減額し、予算総額を5億4,612万4千円とした。

【後期高齢者医療特別会計補正】
 予算総額から4万8千円を減額し、予算総額を5,185万2千円とした。

【介護保険特別会計補正】
 予算総額から3万6千円を減額し、予算総額を4億2,226万8千円とした。

【簡易水道事業特別会計補正】
 予算総額から5万3千円を減額し、予算総額を1億6,934万7千円とした。

【農業集落排水事業特別会計補正】
 予算総額から12万7千円を減額し、予算総額を9,257万8千円とした。

【下水道事業特別会計補正】
 予算総額から5万3千円を減額し、予算総額を9,604万7千円とした。

条例

第3回臨時会
 (8月7日)



2番 伊藤昭一議員

○「支所地区」の活性化 ○鳥獣被害防止対策

「支所地区」の活性化

Q 支所地区の世帯数・人口、共に大幅に減少し、衰退の一面を辿っている。町はこの現象をどのように受け止め、何を成すべきか、活性化への「処方箋」の見解を伺う。

A (町長) 過疎・中山間地域町村の共通の課題。支所・本庁、両地区を合わせた町全体での活性化を図るべく、対応したい。特に、地域特性に応じた雇用機会の創出に関係機関と連携しながら取り組みたい。また、支所地区の行政機能の整備のため、プロジェクトチームを立ち上げ、概略を本年度中にまとめたい。

Q 支所地区におけるコミュニティの整備は必要であり、早急に進めてほしいが、心配されるのは、施策を講ずる上での財源不足と人材育成、どのような見解か。

A (町長) 西山地区の活性化に向けては、中央にある拠点を分割化させ、サブ的な役割を持った機能を發揮することにより、住民の意識の高揚を図る。また、柳津町を選択できるようにな体制づくりを構築すべき。

Q このまま手をこまねいていくと、支所地区は取り返しがつかないと危惧する。しっかりと取り組んでほしい。また同時に、支所地区でのデイサービスセンターの設置の考えを伺う。

A (町長) 国交省のまちづくり交付金を活用し、町の財政の負担とならないよう、福利厚生関係の機能を有したコミュニティゾーンの整備を図りたい。

Q 支所地区における農業を維持していくために、農作業受委託事業に必要となるミニライセンサーの設置の見解は。

A (町長) 小反別の方々まで、農業機械への多大な投資による更新はさせたくない。サブ的な役割等、専門的な分野で話を進めたい。

Q 支所地区活性化への課題の一つに、空き家対策が関係する。利活用・解体処分に対し、町としてどのような支援体制を考えているのか。

A (総務課長) 現在、空き家の所有者へのアンケート調査を実施中。空き家調査のデータベース化を基に、町が来年度以降対応できる、しっかりとした政策を作り、その中で支援制度まで考えていきたい。

Q 昨今、クマなどによる農作物への被害が増し、近隣町村では人的被害も発生している。町は住民の皆さんの「安心・安全」の確保のため、どのように対応するのか。

A (町長) 平成22年に鳥獣被害防止計画を策定。本年度は、追い払いの資材の活用、電気柵の貸出し、捕獲などの設置等、町の有害鳥獣捕獲隊と連携して取り組んでいる。しかし、人なれしたと言われる熊の被害が多発、緩衝帯による対策や山際の放任果樹の伐採、えさとなる自然林の回復等、短・長期的な環境整備対策に取組む必要を考えている。

Q 柳津町の基本姿勢は、熊を、保護動物か、有害・駆除動物として見るのか。

A (地域振興課長) 近年、農作物等の被害・人的被害が拡大。町としては、被害を及ぼす熊に対して処分するのではなく、あくまでも、農作物・人命を守るという観点から対処している状況である。

Q 柳津町が率先して、熊対策の専門チームを立ち上げるべき。熊と人間の共生が可能

になりつつあると聞く。このチームの立ち上げについて、町長に伺う。

A (町長) 熊の成育状況の裏付けをとって、計画的に捕獲をすれば、かなり有意義な対策と考える。また、熊の活動範囲を制限できるよう、春と秋の一斉耕起の提案もしていきたい。

Q 高齢化とともに狩猟者も減少し、緊急時の対応は極めて困難な状況にある。町はどのように対処するのか。

A (地域振興課長) 確かに高齢化し、若者の免許取得は少ない。町では職員1名を隊長として体制を組んでいる。現時点では困るということはないが、今後、不足への対策は必要となると考える。

Q 幾ら、共生だ・保護だと言っても、人間が優先される。安心して農作業が出来る社会を構築すべきである。



6番 横田善郎議員

○高齢者福祉関係職員の確保
○公共施設・公的法人の在り方

高齢者福祉
関係職員の確保

Q 高齢者の増加に伴って介護職員等、福祉に携わる人員の不足が心配されるが、産業として雇用を生み出す場でもあると考える。町は、将来の展望に対して、福祉産業の確立も含め、どんな考えか。

A (町長) 会津の各市町村では、介護施設の整備を実施しているが、職員の確保に苦慮している。原因として、介護職希望者が少ないことがあり、現職員の取り合いも心配される。当町でも、来年度中に認知症対応型グループホームの開所、福柳苑の増床が予定され、施設の整備と合わせ、職員の募集を行う。地元の企業に就職できることは望ましいこと。今後とも、介護資格の取得への助成を調査・検討し、就職につながるような施策を実施したい。

Q 10年後には確実に高齢化率が50%を超え、限界町村になってしまう。高齢者への支援はどうするのか。

A (町民課長) 9月1日現在の待機者は、約54名。今後、2施設による増床により、満足できる水準になったので、容易に入所できるようにしたい。施設完成後の職員の確保についても、真剣に考えていきたい。又、高齢化率の上昇に伴った問題への対策も進める。

Q 近い将来、在宅介護に対する社会福祉協議会の役割が、さらに重要視される。社会福祉協議会の充実を図るべきでは。

A (町長) 現状を把握し、十二分に精査した上で対応していきたい。

Q サービスが向上すれば、介護保険料も上がってくる。町としての援助を考えているのか。

A (町民課長) 今、第5期で介護保険料は、3,900円。第6期は、5,000円前後を予定。十分精査しながら進める。

Q 値上げをする場合、審議会等で十分に審議し、説明責任を果たしてほしい。さらに、高齢者福祉体制が受け身に感じる。両沼厚生会・社会福祉協議会等と、今後について幅広く協議すべき。

A (町長) 基本的に、皆さんが暮らし易い町としたい。その為、社会全体の趨勢を見ながら進めたい。

A (町長) 公共施設は地方自治法に規定され、住民の福祉の増進を目的としている。この法に従い、指定管理については、単年度の事後評価だけでなく、持続的な改善の仕組みを検討し、住民サービスの向上に努める。又、観光施設等についても、雇用促進への対応や情報の発信場所として、町の産業振興に貢献することが町民に対する説明責任である。

Q 指定管理者制度の維持が困難であることから、民間のノウハウを活かしての維持を考え、制度の活用に至つたはず。指定管理の内容等、明確に説明して募集すべき。

A (総務課長) 指定管理については、残り2年ほどになった。平成27年12月には、議会の議決をいただきたい。当然、その内容を説明していく責任はあると考える。

Q 指定管理者の自努力を求める必要。特に観光施設等については、十分に検討し、目的をきちんとすべき。

A (総務課長) 公的施設は、地方自治法で規定され、「住民の福祉の増進にある。」と明記されている。町としては評価をして、内容を公表したい。

Q 町の施設は、目的があつて作られたはず、指定管理の募集をする際は、施設の目的を明確にして実施すべき。

A (総務課長) しっかり受け止め、実施できるように進めたい。

A (町長) 目的のないものはない。目的に沿って設置している。精査しながら評価をし、持続性を図っていきたい。

公共施設・公的法人の在り方

Q 住民サービス、観光としての公共施設の在り方を検討すべき時期。町直営施設・指定管理施設・補助金支出団体等に対し、その目的を明示し、町民の理解を得ていく努力が必要では。

A (町長) 基本的には、皆さんが暮らし易い町としたい。その為、社会全体の趨勢を見ながら進めたい。





10番 小林 功議員

○狭間峠をよみがえらせる活動
○再生可能エネルギーの利活用

狭間峠をよみがえらせる活動

Q この活動では、議会に対し「陳情」という形で出されたが、町はこの取り組みをどのように評価しているか伺う。

A (町長) 山村地域として自然条件を活用し、地域住民が一緒になって集える場をつくり、地区の活性化を図る上からも意義と感ずる。又、九々明林道の整備については、検討したい。

Q 平成22年、有志により、狭間峠を再開通。その後、年2回のハイキングを実施。これは立派な地域おこし、町では具体的にどう支援するのか。

A (建設課長) 林道の整備は毎年、春に重機により整備をしているが、通行に支障を来たさないよう改善策をとる。

Q 道路に木のチップや砕石を敷いて、登山客の通行を容易にしてほしい。又、落石の対策を望む。

A (建設課長) 林道のパトロールは何かしているが、砕石を敷いて不便を解消したい。また、落石防止柵の設置も検討したい。

Q 運営には原資が必要。地域おこし支援金のような形でその後押しを。

A (町長) 自らの地域おこしの思いは大切。次年度に向け、地域の提案型の地域おこしを支援していきたい。

再生可能エネルギーの利活用

に限定するものか？
②この利活用は、あくまでも方法でしかない。結果的にどんな町づくりを目指し、どんな産業を創設するのか？

A (町長) ①小水力発電の実施の可能性を確認することにより、再生可能エネルギーの普及の一つとして貢献し、持続可能な社会形成の一端として位置づけられた。

②町民一人ひとりが積極的に新エネルギーを導入活用することにより、環境への配慮に誇りを持ち、豊かさを実感できるように町づくりを目指したい。

Q 町の活用法には次の4つがあると云うが、①買電抑制事業②売電事業③環境教育④地域活性化事業、どれに重点を置いて事業を進めるのか。

A (総務課長) まず、自分たちの身近なところからできるものを優先したい。売電事業から取り込んで、さらに展

開させていく。

A (町長) わが町は、地熱発電所・水力発電所があり、太陽光にも力を入れている。小水力については、可能性調査をして、環境教育等、可能性のある姿を模索しているが、投資しても厳しい現状であり、採算性の面から疑問を感じる事業であると認識。可能性があるとすれば、教育・環境、そういった面で柳津町は、再生エネルギーの町としてアピールに特化したい。又、森林を活用したバイオマス発電の可能性を広域的に取り組みたいと考える。

Q 「自分たちで使う電気は、自分たちで作ったほうが良い」と考えるが、売電や教育・観光事業、そして地域活性化事業の目的には、小水力発電では困難かと思うが、今回の調査報告書で「滝谷川の調査点がある」としてある。この水の利用に問題はないのか。

A (総務課長) 滝谷川の水を利用する

という内容について、特に河川法の適用は受けられない場所ということ、当初設定している。

Q 私は、木質バイオマス発電を推進してほしいが、町はどのように考えているのか。

A (地域振興課長) 広大な森林資源があることから、当然そういった施設の整備は必要と考えるが、現状では、財政支援を必要としないことから、具体化していない。

Q 大型事業である「森林再生事業」は、確実に検討すべきものと考える。森林再生事業と木質バイオマス発電を抱き合わせ、実施できないか。

A (町長) 県南の自治体では、住民の理解が得られずに中止となったが、今後、県と話し合いを持ちながら、再生が可能な地域に生かされる方向性を探していきたい。



1番 田崎信二議員

○安全・安心な町づくりに対する支援
○観光地の振興

安全・安心な町づくりに対する支援

Q ①AEDの普及経過と設置後について、町は今後どのような対応をするのか。②火災・災害対策に対応する町消防団の実情と役割について伺う。

何故、普及しないのか。対策は。

A (町民課長) 10地区の他、柳津中・西山中・役場に設置。その後、毎年5台分の予算を計上しているが、要望なし。原因として、機械の維持費の負担にあるのでは。

Q 消耗品の公的負担を考えるべき。又、保証期間も5年くらいと聞か。

A (町民課長) 仕様書でいう安定して作動する期間は7年。耐用年数が過ぎた場合等について、各地区との対応を考えていく。

Q 耐用年数が過ぎたら、維持費の關係で、大半の地区は手放すのでは。前向きに検討してほしい。

次に、消防団員の確保についての具体策は。

A (総務課長) 消防団員の中での加入促進に期待しているが、難しい状況。このまま消

防団員に任せただけではなく、町としても町内の各企業に向いて確保に努めたいと考える。

Q 退職消防団員の組織化、婦人消防隊の位置づけ・支援策は。

A (総務課長) OBの方の組織化は、早急に考える必要があると認識。現在、婦人消防隊は11組織され、隊員数120名。条例等の整備も検討する。

Q 大震災後の風評被害と豪雨災害の影響により、わが町は観光地として厳しい環境下にある。今後、町として、どのような対応をし、振興を図るのか。

観光地の振興

A (地域振興課長) 旅館組合と連携しての「体験型の宿泊セットメニュー」を実施し、ある程度の効果があったが、郷土食等、都会では味わえない「食のおもてなし」もセットにして行きたい。また、昨年「赤べこまつり」等を始めた。これらも充実できるように取り組みたい。

A (町長) 関係機関等と連携しながら風評被害対策に取り組んでいるが、活動の中心は会津産の農作物への不安の払拭であって、本来の柳津町への誘客活動とは違った状況にある。又、大

河ドラマ「八重の桜」による影響は、会津若松市に例年の3倍近い観光客が訪れているが、周辺町村には波及効果がまだ望めない。新たな観光の戦略を練っていききたい。

Q 昨年度の定例会の執行部からの答弁で、「観光客の旅行動向が多様化したことで、温泉や神社仏閣への流れが減少傾向し、食べ物や体験メニューに移行。」とのこと。しかし、わが町は「福満虚空蔵尊」により成り立っている。今後の取り組みは。

A (地域振興課長) 異文化体験としてリピーターにもつながっている。「体験型と食」は、今後重要視していきたい。具体的なメニューはないが、福満虚空蔵尊に由来する伝説等を活かしての「体験・食」に特化した観光ということを考えていきたい。

アが重要かと考える。関係者と十分協議して、行政指導型でも結構だから、前向きに取組んでほしい。さらに、新たな商品開発について、具体的な考えは。

A (建設課長) 昨年、実施設計を行なうと同時に、まちづくり委員会との協議を重ね、公園化の設計は出来上がった。地盤沈下の調査・対策の時間も必要とするが、工事に入れるような段階で進めている。

Q 景観上の問題でもある、旧ホテル跡地の公園化の整備の進捗状況は。

A (建設課長) 昨年、実施設計を行なうと同時に、まちづくり委員会との協議を重ね、公園化の設計は出来上がった。地盤沈下の調査・対策の時間も必要とするが、工事に入れるような段階で進めている。

Q わが町は「福満虚空蔵尊」がメイン。それにプラスアルフ

Q 万が一の対応策として、AEDの必要性は理解していると考えるが、10地区設置後、

工事に入れるような段階で進めている。



3番 齋藤正志議員

○中学校の統合問題

○6次化産業の取組みとその可能性

中学校の統合問題

Q ①調査検討委員会での議論の流れと結論は。②町教育委員会としての結論は。③町長の方針は。

A (教育長) ①検討委員会では昨年8月に20名を委嘱し、今まで9回の会議と1回の現地研修を実施。3つの方向性を町教育委員会に提示した。②今までも、定例会で議論を重ねてきた。今回の報告書を精査し、慎重に議論を重ね、将来の中学校のあり方についての方針を決定したい。

A (町長) ③以前より、中学校における適正規模での教育活動の重要性を訴え、平成27年4月を目前に中学校の統合の実現を図ってきたが、今後出される予定の教育委員会の方針を尊重し、この問題に対応したい。

Q 統合の話が出てから1年半。地域の方々の理解が深まったのか。不安は払拭されたのか。

れたのか。

A (教育長) 一つの方角への理解を深めたかは疑問。可能性のある3つの形態についての認識が深まったと考える。

Q 8月に検討委員会を終了。教育委員会としての結論は、いつなのか。

A (教育長) 「町として、子供たちをどういうふうに育てたいのか」ということで、議論を重ねている。現在、ビジョンの最後の詰めに入っている。長い時間をかけずに基本方針を出したい。

Q 町長は27年4月に統合と考えているが、時間的に可能なのか。

A (教育長) 町長は、「地域住民の方、保護者の方の理解をしっかりと踏まえながら、教育委員会を出す方針を尊重する」と確認している。

A (町長) 子供たちが大志を抱いて十二分に発揮するには、中学生の集団の中で選択ができるような体制づくりが必要と考えるが、教育委員会の判断を尊重したい。

Q 教育委員会では、慎重に議論を重ねて、進めていただきたい。

6次化産業の取組みとその可能性

Q ①食育というところでの学校給食と保育所での食事について、6次化の可能性は。②介護事業の一部、要支援者への対応と6次化の可能性は。

A (町長) ①学校や保育所では、献立計画を立てる上で、農作物の収穫合わせた地場産品を活用し、可能な限り地産地消に努めている。価格や品質面でより良いものであれば、給食に活用を図っていくことは可能。②介護保険事業者からも

出来るだけ活用していきたいとの回答を得ている。6次化産業の取り組みは、現在の商品のPRと合わせて、パッケージの改良や新規販路の開拓等をしている。今後は、既存商品の改良や新商品を開発し、事業化への取り組みを関係機関等と連携を図りながら、推進したい。

Q 学校給食や保育所での食事に、地場産品がどのくらい使われているか。

A (教育長) 昨年ですと、キュウリやトマト等、約30品目ほど地元産の農産物を利用して

A (保育所長) 町内の4業者が1ヶ月交代で食材を納入。放射線量の関係があるので、なるべく市場を通したものを使っているが、一部、地元の野菜などが入ってくる。米は、主に会津坂下町産だが、今後、柳津町産の米が使えるよう検討中。

Q 保育所には今年、栄養士を配置した

と聞いたが、どのような変化があったか、伺う。

A (保育所長) 食育の推進の面で改善が見られている。例えば、食事に多くの時間を要する子供への対応として、40分間の時間の中で一緒に栄養士が食事をし、指導している。さらに、献立の作成・食育講座も栄養士が担当している。また、小中学校での「肥満傾向」に対し、小さい頃からの食事の指導・習慣・運動の質、こういった面での指導も考えている。

Q 要支援サービスが地域支援事業に移行することを社会保障制度改革国民会議から提言された。地産地消の推進に向けて考えるべきでは。

A (町民課長) 27年度開始を待たず、柳津町では今年度から、民間に委託して65歳以上の高齢者のみ世帯等に弁当の供給・配達を実施している。この食材についても民間企業に対し、地産地消を進めている。



5番 菊地 正議員

桜の木の管理

Q 柳津駅前から西山区区までの道路沿いの桜の花を、今年は見ることができなかった。今後、町はどのような対策を講じるのか？

A (町長) 近年はテングス病を重点に定期的な除去対策をしてきたが、ウソ鳥による芽の採食被害は、ここ数年目立った被害はなく、特別な対策は講じてこなかったが、今年被害が大きき、対策の必要性を強く感じた。過去の対策の効果や他の自治体の対策等を参考としながら、関係団体、地域住民の皆さんと連携し、より有効な対策を講じたい。

Q 今、具体的な対策を持っているのか？

A (地域振興課長) 今年の桜の開花時には、油断があったと反省する。既存の対策では根本的な解決策にはほど

遠い。新たな対策を見つけ、活用するという対策に取組む。

Q 聞くところでは、高田梅は3・4回も消毒をするとか。桜の消毒も1月から3月までの間、数回、芽が膨らむ前に実施してはどうか？

A (地域振興課長) 経費面から、最も効果のある方法を検討しながら対策していきたい。

Q わが町の観光にとって、桜は大切な役割を持つと感じるが、

A (地域振興課長) 桜は、観光地としての柳津町の4月、春の観光客を呼び込むという大きな部分もある。関係者に対応策を協議し、観光客の誘客につながるようにする。

末永く保存できないか伺う。

A (教育長) 文化財保護審議会では、保存のためには多額の経費が必要とされることから、煙突の保存事業に踏み出すことが出来ない状態。

Q 東北6県では、これ一つしかないと思う。これ以上崩れないような対策が必要なのは。さらに、資金も寄付を募ることでの検討としては。

A (公民館長) 専門業者を探しているが、保存には莫大な資金が必要。修繕に踏み出せない。実施に際し、寄付金を募ることも必要になるうかと考える。只、下部だけのコンクリート補修が上部までとなった場合、近代化遺産としての価値がなくなってしまうことも考慮する必要がある。平成4年に根元部分をコンクリートで固めたが、あの付近の崩落は煙突の上部が雨や凍結等で

崩れているので、危険防止のための看板や移動式の柵などを作って、とりあえず現状のまま保存し、対策を考えてたい。

胄中地区の水道

Q この地区の水道は、以前から水量が少なく、生活に支障をきたしている。町は、どのような対策を考えているか？

A (町長) 町では、平成24年度から国庫事業により、大成沢簡易水道との統合事業を実施中。事業内容は、胄中水源に濁りが発生した場合、自動的に水源からの取水を停止し、大成沢簡易水道からの水を供給する設備の整備をする。

A (建設課長) 雨が降るたびに職員が現地に行き、その都度、濁り水を除去する対策をしている。今、工事額の積算が終了して、10月には業者の選定をして工事に入る。工事完了は3月の予定。

銀山地区にある煙突の保存

Q 年々、風化していく銀山の煙突を

お知らせ

第4回定例会は、12月11日から13日の予定です。皆さん気軽に傍聴においでください。

【広報編集委員】

- 委員長 鈴木 吉信
- 副委員長 齋藤 正志
- 委員 伊藤 毅
- 委員 磯部 静雄
- 委員 田崎 為浩